現行の障害者関係助成金の平成24年度実績一覧

参考資料１

○雇用保険二事業等助成金

（単位：件・千円）

助成金名称	概要	実績		備　　考
特定求職者雇用開発助成金	ハローワーク等の紹介により障害者を雇用する事業主に対し助成。	件数	48,765	障害者関係で支給した件数・支給額のみを計上。
		支給額	19,326,964	
障害者トライアル雇用奨励金	障害者雇用への不安を解消するため、ハローワークの紹介により障害者に対し３か月の試行雇用を行う事業主に対し助成。	件数	5,048	平成25年度から障害者短時間トライアル雇用を実施。 （直ちに週２０時間以上勤務することが難しい精神障害者等について、３か月以上１２か月以内の一定の期間をかけながら常用雇用への移行を目指して試行雇用を行う事業主に対し助成。）
		支給額	873,510	
障害者初回雇用奨励金	障害者雇用の経験がない中小企業で、初めての雇入れにより法定雇用障害者数以上の障害者を雇用した場合に助成。	件数	237	―
		支給額	237,000	
中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	中小企業である事業主が、障害者を10人以上等多数雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした事業主に対し助成。	件数	―	平成25年度新規事業
		支給額	―	
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	発達障害者又は難治性疾患患者をハローワークの紹介により雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対し助成。	件数	―	平成25年度新規事業
		支給額	―	
精神障害者等雇用安定奨励金	雇い入れた精神障害者が働きやすい職場づくりに努める事業主や、雇い入れた重度知的障害者又は精神障害者の雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業主に対し助成。	件数	―	平成25年度新規事業
		支給額	―	

○障害者雇用納付金制度に基づく助成金

（単位：件・千円）

助成金名称	概要	実績		備　　考
障害者作業施設設置等助成金	障害者が作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設等の設置・整備・賃借を行う事業主に対し助成。	件数	721	―
		支給額	754,376	
障害者福祉施設設置等助成金	障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設等の福利厚生施設の整備を行う事業主に対し助成。	件数	18	―
		支給額	18,484	
重度障害者介助等助成金	適切な雇用管理のために必要な介助者等の配置・委嘱を行う事業主に対し助成。	件数	16,227	―
		支給額	2,427,825	
職場適応援助者助成金	職場適応援助者（ジョブコーチ）による援助の事業を行う場合や、事業主が障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う職場適応援助者の配置を行う場合に助成。	件数	4,766	―
		支給額	652,856	
重度障害者等通勤対策助成金	障害者の通勤を容易にするための措置を行う事業主等に対し助成。	件数	2,992	―
		支給額	620,297	
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	対象障害者を多数雇用し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う事業主に対し助成。	件数	25	―
		支給額	1,363,636	
障害者能力開発助成金	障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主等が、能力開発訓練のための施設・設備の整備を行う場合等に助成。	件数	119	―
		支給額	727,078	

特定求職者雇用開発助成金
（特定就職困難者雇用開発助成金）

１　概　　要

高年齢者や障害者などの就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。

２　助成期間と助成額

	助成額		助成期間	
	大企業	中小企業	大企業	中小企業
○身体・知的障害者	50万円	135万円	１年	１年6ヶ月
○重度障害者等 （重度障害者・精神障害者・45歳以上の障害者）	100万円	240万円	１年6ヶ月	２年
○障害者（短時間労働者）	30万円	90万円	１年	１年6ヶ月

「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり
～障害者トライアル雇用事業～

　障害者雇用の経験が乏しいことなどにより、障害者の雇入れをちゅうちょしている事業主と雇用・就労経験が乏しいことなどにより、就職に不安のある障害者を対象として、事業主が障害者を短期の試行雇用（トライアル雇用＝原則３か月）の形で受け入れることにより、その不安感等を除去し、以後の障害者雇用に取り組むきっかけ作りや就職を促進することを目的としています。
　また、現在障害者を雇用しておらず、障害者雇用に関するノウハウが乏しい事業主に対しては、障害者トライアル雇用奨励金（月額４万円）を支給し、その取組を促進しています。

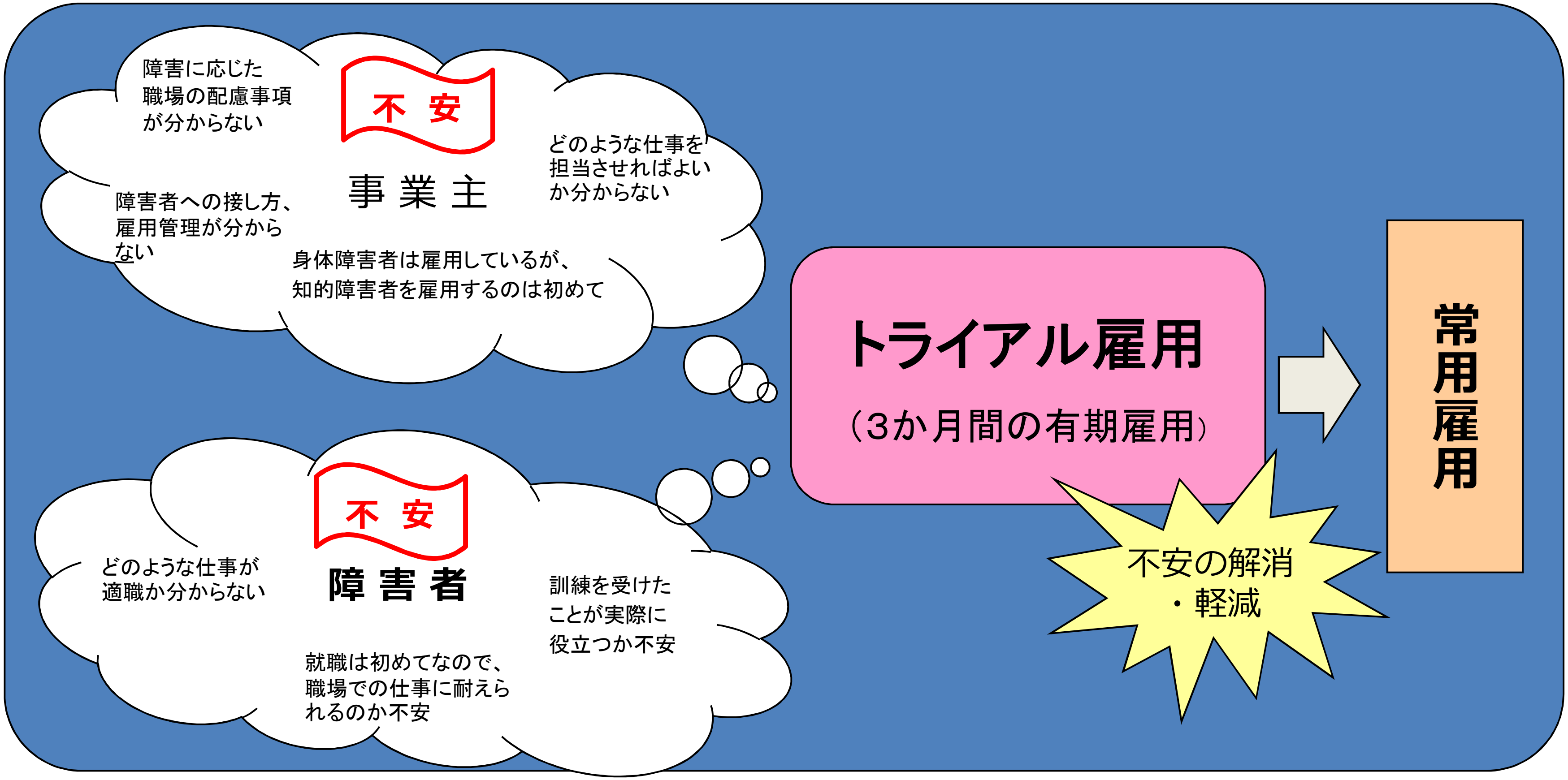

精神障害者等に対する「短時間トライアル雇用」による常用雇用への移行の促進

○　精神障害、発達障害といった障害特性により、*直ちに週20時間以上の労働時間での就業が困難な者*については、雇入れ当初は20時間未満の就業から開始するトライアル雇用。
○　トライアル雇用期間中に、事業主と対象障害者が合意すれば、労働時間を延長することも可能。
○　トライアル雇用を通じて、常用雇用への移行を目指す。

精神障害者等

●心身が疲れやすい。
●緊張しやすい。
●判断・責任等のプレッシャーに弱いことがある。
●コミュニケーション能力に困難がある。
●直ちに雇用率適用となる週20時間以上働くことが困難。

事業所

●精神障害等についての知識がない。

●精神障害者等の受入れに不安がある。

●精神障害者等の常用雇用に踏み切れない。

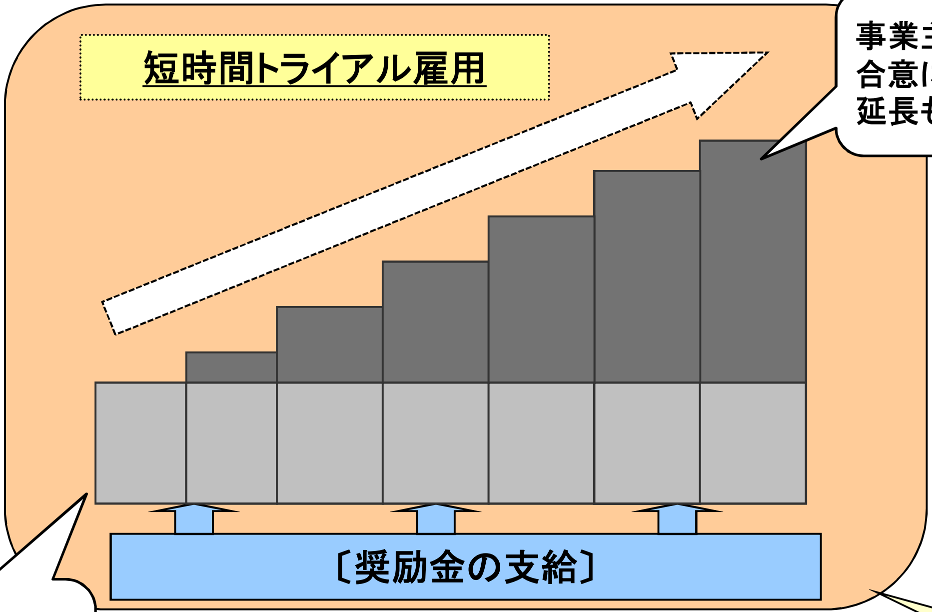

事業主と対象障害者の合意により、労働時間の延長も可能

当初は
週10時間以上
20時間未満から
スタート

常用雇用

○期間等
・3ヶ月～12ヶ月
・1週間の労働時間は10時間以上20時間未満から開始
・ハローワークの職業紹介により雇入れ
・事業主と対象精神障害者等との間で有期　雇用契約を締結
○　奨励金の額
事業主に対し、対象障害者 1人につき、月2万円を支給
（最長12ヶ月）

事業所と精神障害者等の相互理解

・雇用経験や知識の取得、不安の除去
・障害特性や職場適応の見極め等

障害者初回雇用奨励金

1　趣旨

中小企業においては、比較的障害者雇用への取組が遅れている傾向にあり、中小企業における法定雇用率未達成企業のうち、雇用障害者数が0人である企業が約4分の3を占めていることから、障害者雇用の経験のない中小企業において、初めて身体・知的・精神障害者を雇用し、法定雇用率を達成した場合に、奨励金を支給することにより、**中小企業における障害者雇用の促進**を図る。

2　内容

（1）　対象事業主

障害者雇用の経験のない中小企業（障害者の雇用義務制度の対象となる**50人～300人規模**の中小企業）の事業主

（2）　支給金額

初めて障害者を雇用した日から3か月の間に法定雇用障害者数以上の障害者を一般被保険者として雇い入れた場合　　**120万円**支給

・　特定求職者雇用開発助成金、障害者トライアル雇用奨励金と併給可

・　法定雇用障害者数以上の雇入れを行った後6か月経過後に支給

中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

1 趣 旨

障害者を多数雇い入れる中小企業の事業所の施設整備を支援することにより、中小企業における障害者の一層の雇入れ促進を図る。

2 内 容

重度身体障害者、知的障害者（重度でない知的障害者である短時間労働者を除く。）、精神障害者（以下「対象障害者」）を、

① 常用労働者として、新規に10人以上雇用し、

② 対象障害者の全常用労働者に占める割合が2／10以上

であり、地域の障害者雇用の促進に資する取組等に関する計画を提出した中小企業（300人以下）に対して、対象障害者のための事業施設等に要した費用（3,000万円以上）の一部（上限2,000万円）を助成（15人以上雇用し、かつ、4,500万円以上費用を要した場合は上限3,000万円）。

【支給額】

対象障害者数	初年度	２、３年目	総　額	対象費用下限額
10人以上	1,000万円 （1,440万円）	500万円 （180万円）	2,000万円 （1,800万円）	3,000万円
うち15人以上	1,500万円 （2,160万円）	750万円 （270万円）	3,000万円 （2,700万円）	4,500万円

※ 申請事業主は、下段（ ）内の支給額を選択することも可能とする。

支給までの流れ

受給資格認定申請書提出
→労働局にて認定

↓

支給対象障害者の雇入れ、事業施設の設置等を完了

受給資格認定日の翌日から起算して6ヶ月以内

↓

支給申請

各支給対象期間経過後、2ヶ月以内に支給申請

【支給対象期間】
・初年度：雇入れ等完了日後6ヶ月
・2、3年目：以後1年ごと

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

１　趣旨

　発達障害のある人は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴っている。
　また、いわゆる難病のある人は、慢性疾患化して十分に働くことができる場合もあるが、実際に就労するに当たっては様々な制限・困難に直面している。
　このため、発達障害者及び難病のある人の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用した事業主に対する助成を行う。

２　内容

（１）　対象事業主

　発達障害者又は難病のある人※1 を、公共職業安定所の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

（２）助成対象期間

　１年（中小企業１年6ヶ月）

（３）　支給金額

　50万円（中小企業の場合 135万円）※2

※1　難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患（平成24年４月現在で130疾患）を対象とする。
また、筋ジストロフィーを含む。

※2　特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回（中小企業の場合は3回）に分けて支給する。

精神障害者等雇用安定奨励金

1　趣旨

精神障害者等の雇用の促進・安定を図るため、新規雇用した精神障害者等が、働きやすい職場づくりに努める事業主や、その雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業主に対し、奨励金を支給する。

2　内容

◎　精神障害者雇用安定奨励金

助成対象

○　新たに精神障害者を雇入れ、以下のア～オのいずれかを実施する事業主

ア　精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱
イ　社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修
ウ　社内で精神障害に関する講習又は従業員に外部機関が実施する精神障害者雇用に資する講習を受講させる
エ　在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置
オ　新規雇用した精神障害者が体調不良等により休職した場合に、精神障害者の代替要員を確保

支給額

○　上記ア～オに要した費用の1／2（上限100万円）

◎　重度知的・精神障害者職場支援奨励金

助成対象

○　新たに重度知的障害者又は精神障害者を雇入れ、職場支援員(※)を配置する事業主

※ 対象労働者の業務の遂行に関する必要な援助及び指導を行う者であり、一定の要件に該当する者をいう。

支給額

○　支給期間は2年間で、支給対象期ごとに支給。

○　職場支援員1人あたり3人を上限とする支給対象労働者の数に、右に掲げる区分に応じた額を乗じて得た額（ただし、賃金額が上限）

	中小企業以外	中小企業
短時間労働者以外の者	3万円	4万円
短時間労働者	1．5万円	2万円

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者が作業を容易に行えるような施設の設置・整備を行った場合の助成措置

○　障害者作業施設設置等助成金

障害者が作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設等(知的障害者等の作業能力に合わせた改造や安全装置の取り付けがなされた設備等）の設置・整備・賃借を行う事業主に支給（障害者1人につき上限450万円（作業施設の設置）等）

○　障害者福祉施設設置等助成金

障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設等の福利厚生施設の整備を行う事業主に支給（障害者1人につき上限225万円）

障害者を介助する者等を配置した場合の助成措置

○　障害者介助等助成金

適切な雇用管理のために必要な介助者等の配置・委嘱を行う事業主に支給（職業コンサルタントの配置1人につき月15万円等）

通勤の配慮を行った場合の助成措置

○　重度障害者等通勤対策助成金

障害者の通勤を容易にするための措置を行う事業主等に支給（通勤援助者の委嘱1人につき1回2，000円等）

職場適応援助者による援助を行った場合の助成措置

○　職場適応援助者助成金

職場適応援助者による援助の事業を行う場合（福祉施設型）や、事業主が障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う職場適応援助者の配置を行う場合（事業所型）に支給（日額14,200円等（福祉施設型）等）

能力開発を行った場合の助成措置

○　障害者能力開発助成金

障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主等が、能力開発訓練のための施設・設備の整備を行う場合等に支給（上限2億円（施設設置）等）